

ラトビア
商標法

2014年12月11日変更

2015年1月1日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 本法において使用される用語

第 2 条 法の目的

第 II 章 商標及び商標についての権利

第 3 条 商標

第 4 条 商標についての権利及びその権利の所有者

第 5 条 排他権の制限

第 III 章 商標登録の要件

第 6 条 商標登録の拒絶及び無効のための絶対的理由

第 7 条 商標登録の無効理由としての先の商標

第 8 条 商標登録の拒絶又は無効の理由としての周知商標

第 9 条 商標登録の無効理由としての他の先の権利

第 IV 章 商標登録手続

第 10 条 出願

第 11 条 商標の優先権

第 12 条 出願の予備審査

第 13 条 商標の審査

第 14 条 出願の取下，制限及び補正

第 15 条 出願の分割

第 16 条 商標の登録及び公告並びに証明書の交付

第 17 条 商標国家登録簿

第 17.1 条 特許庁の決定に対する審判請求及びその経過

第 18 条 商標の登録に対する異議申立

第 19 条 審判請求及び異議申立の審理

第 20 条 登録の分割

第 21 条 登録の有効性及び更新

第 22 条 期間延長

第 22.1 条 期間不遵守後の継続処理

第 22.2 条 権利回復

第 22.3 条 期間延長，継続処理及び権利回復に関する決定

第V章 商標の使用

第23条 商標の使用

第24条 商標についての排他権に関する警告

第25条 商標の他人への移転

第25.1条 通商会社の法的保護の過程中的商標、債務超過の過程中的商標及び担保権の対象である商標

第26条 商標のライセンス許諾契約

第27条 商標の違法使用(商標侵害)

第28条 商標の違法使用に対する責任

第28.1条 損害賠償額及び精神的被害補償の決定に係る手続

第29条 黙認の結果としての権利の制限(権利の剥奪)

第VI章 商標の効力の終了

第30条 商標所有者の発意による商標登録の抹消(登録の放棄)

第31条 商標登録の無効

第32条 商標登録の取消

第33条 有効期間の満了による商標登録の抹消(登録簿からの削除)

第VII章 団体標章

第34条 団体標章及び団体標章についての権利

第35条 団体標章の使用及びその使用規約

第36条 団体標章の無効に係る追加規定

第VIII章 商標の国際登録

第37条 商標の国際登録に関する本法の適用

第38条 国際登録出願(登録)に関連する特許庁の行為

第39条 国際登録のラトビアにおける有効性

第VIII-1章 共同体商標

第39.1条 共同体商標の登録手続に関連する特許庁の行為

第39.2条 共同体商標のラトビアにおける法的効力

第39.3条 共同体商標の保護に係る追加規定

第39.4条 共同体商標の使用に係る追加規定

第39.5条 共同体商標のラトビア商標出願への変更

第IX章 原産地表示

第40条 原産地表示に関する一般的規定

第41条 原産地表示の法的保護の範囲

第42条 商品及びサービスの原産地を決定するための基準

第43条 原産地表示の法的保護の実施

経過規定

欧州連合指令に関する参考情報

第 I 章 総則

第 1 条 本法において使用される用語

次の用語が本法において使用される。

- 1) 商標－1 事業の商品を他の事業の商品から識別するために使用される標識。明示的に別段の定めがない限り、本法の本文中の商標及び標章の語は、サービスマーク及び団体標章も含む。
- 2) サービスマーク－1 事業のサービスを他の事業のサービスから識別するために使用される標識
- 3) 団体標章－製造、商業若しくはサービスの事業の団体又はそれに類似する組織によって、その商品又はサービスを指定するために使用される商標又はサービスマーク
- 4) パリ条約－1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、及び 1979 年 9 月 28 日に修正された、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約
- 5) パリ同盟－パリ条約締約国の同盟
- 6) 識別性－標識が有する特性の複合であって、その標識をもって表示された 1 事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することを可能にするもの。標識の識別性の評価は、標識自体の特徴のみならず、消費者の認知及び個々の商品又はサービスの特性にも依存する。
- 7) 商標の国際登録(国際登録)－商標の登録であって、1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正され、及び 1979 年 9 月 28 日に修正された、標章の国際登録に関するマドリッド協定(マドリッド協定)に従って、又は 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書(マドリッド議定書)に従って、又はラトビアにおいて効力を有する、商標の国際登録に関するそれ以外の協定に従って行われたもの
- 8) 商品及びサービスの国際分類(ニース分類)－標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定によって設定された分類
- 9) 国際事務局－世界知的所有権機関の国際事務局であって、商標の国際登録を行い、国際標章登録簿を維持するもの、及び
- 10) 原産地表示－商品又はサービスの原産地を直接又は間接に表示するために使用される地理的名称その他の表示又は標識。当該表示には、原産地に帰属する、それらの特性又は特徴の表示を含む。

第 2 条 法の目的

- (1) 本法は、商標登録、並びに商標及び原産地表示の使用と保護に関する法律関係を規制する。
- (2) 第 VII 章に、団体標章に関する特別規定が言及されている。それ以外の場合は、別段の陳述がない限り、団体標章には商標又はサービスマークに関する規定が適用される。
- (3) 商標及び原産地表示の使用と保護は、他の法及び規則によっても規制される。
- (4) ラトビアの自然人及び法人は、商標、原産地表示及び欧州共同体領域を含む他国における商業活動において、個々の国の法律及び国際協定に従って、そこに定める商標の登録手続を遵守して、使用されているその他の標識を登録し、使用し、また保護する権利を有する。
- (5) ラトビア議会が承認した国際協定が本法の規範と異なる規定を含んでいる場合は、国際

協定の規定を適用する。

第 II 章 商標及び商標についての権利

第 3 条 商標

商標は、視覚的に表現することができ、かつ、1 事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができる標識によって構成することができる。特に、商標は、次のようにすることができる。

- 1) 語一文字、単語、姓名、数字からなるもの
- 2) 図形的なもの—絵、図、図示表象、色彩の陰影、色彩の組合せ
- 3) 立体的なもの—立体形状、商品又はその包装の形状
- 4) 組合せ—上記の諸要素の組合せからなるもの(ラベル及びそれに類するもの)、及び
- 5) 特定の種類のもの又は特殊なもの(音響又は光の信号及びそれらに類するもの)

第 4 条 商標についての権利及びその権利の所有者

(1) 自然人及び法人(以下「人」という)は、商標についての権利を取得することができる。各人は、1 又は複数の商標を所有することができる。

(2) 1 の商標を 2 以上の者の共有財産とすることができる。

(3) 団体標章は、複数事業の組合の財産である。

(4) 未登録商標は、商業活動において使用することができる。本条(7)、第 8 条及び第 9 条(3)(4)並びに他の法及び規則の規定は、未登録でも又は登録とは無関係に商標の保護を規制する。

(5) 商標についての排他権は、ラトビア共和国特許庁(以下「特許庁」という)に対して行う商標登録によって、又はラトビアに適用される商標の国際登録の規定に従って行われた登録によって、又は欧州共同体の商標登録手続に従って行われた登録によって確保することができる。

第 VIII 章に、商標の国際登録及び国際登録された商標についての特別規定が言及されている。それ以外の場合は、国際登録された商標の有効性、使用及び保護に関して、特許庁に登録された商標に関する規定が適用される。

(6) 登録商標の名義人は、他人が次の標識を商業活動において使用することを禁止する排他権を有する。

1) 標識であって、商標と同一であり、商標の登録に係る商品又はサービスと同一である商品又はサービスに関するもの、及び

2) 標識であって、商標に対する同一性又は類似性のために、また、商標とその標識の対象である商品又はサービスの同一性又は類似性のために、関係消費者に対し、商標と標識との間での混同又は連想を生じさせる虞のあるもの

(7) (6)の規定に拘らず、(第 8 条の意味で)ラトビアにおいて周知である商標の所有者は、周知商標の対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに関して、周知商標との混同を生じさせる虞のある複製、模造、翻訳又は翻字である標識を、他人が商業活動において使用することを禁止する権利を有する。

ラトビアにおいて周知である商標の所有者は、周知商標の対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関しても、当該周知商標の複製、模造、翻訳又は翻字である標識を商業活動において使用することを禁止する権利を有するが、ただし、当該標識の使用を

消費者がそれら商品又はサービスと周知商標の所有者との関連を示すものとして認知する虞があること、及び当該使用が周知商標の所有者の利益を害する虞があることを条件とする。

(8) (6)及び(7)の規定に従い、次の行為も禁止することができる。

- 1) 前記標識を当該商品又はその包装に使用(付加, 添付)すること
- 2) 前記標識の下で, 商品を販売提供し, 市場に出し又はそれらの目的でその商品を保管すること
- 3) 前記標識の下で, サービスを提供すること又はサービス提供の申出をすること
- 4) 前記標識の下で, その商品を輸入又は輸出すること, 及び
- 5) 前記標識を, 営業用書類及び広告に使用すること

(9) (6), (7)及び(8)の規定の準用において, 商標所有者は, 他人が商品又はサービスを識別すること以外を意図している標識(商品の名称付け, 商品又はサービスの出所表示)を使用することを禁止する権利も有するが, ただし, 正当な理由のない当該標識の使用が, その商標との連想の印象を与えるか, 又はその商標の識別性若しくは名声を不当に利用するか, 若しくはそれを害することが証明されることを条件とする。

(10) 有効な登録商標が辞書, 百科事典その他類似の参考書に複製されており, それによって当該商標がその登録に係る商品又はサービスの一般名称(一般用語)であるとの印象を生じさせている場合において商標所有者からの要求があったときは, 当該参考書の出版社は, 遅くともそれらの参考書の次の版において, 個々の商標にそれが登録商標である旨の注釈を付記しなければならない。この規定は, 電子データ形態での参考書にも準用する。

(11) 登録又は登録出願から生じる商標についての権利は, 民法の意味での動産についての権利と同一の法的地位を与えるものとするが, 財産請求権の対象とはみなされない。この権利は, 他人(権原承継人)に移転することができ, また相続させることができる。

(12) 登録商標に係る排他権は, 他人に関する排他権を含め, 商標の登録通知の公告日から全面的に効力を有する。

第5条 排他権の制限

(1) 商標所有者は, 他人が次の情報又は標識を商業活動において使用することを禁止することはできないが, ただし, その使用が公正な産業活動及び商業活動の慣行を遵守することを条件とする。

- 1) 当該人の姓名及び宛先
- 2) 当該人の事業の名称(個々の商標の出願日(又は優先日)より前に商業活動における合法的使用が開始されていることを条件とする), 及びその宛先
- 3) 当該人の商品又はサービスの種類, 品質, 数量, 用途(機能的役割), 価格, 原産地, 商品の生産時期若しくはサービスの提供時期, 又はその他の特徴に関する真正の表示及び情報, 及び
- 4) 前記の所有者の商標であって, 商品又はサービスの用途(機能的役割), 特に付属品又は予備部品の用途を表示するために必要な場合におけるもの

(2) 商標所有者は, 当該所有者自身により又は当該所有者の承諾を得た他人によりその商標の下に欧州経済領域の市場に出された商品に関して, 当該商標の使用を禁止することはできない。

(3) (2)の規定は, 当該所有者がその商品のその後の取引を禁止する正当な理由を有する場合,

特に、市場に出された後にその商品の品質が変化しているか、又はそれらに損傷が生じている場合は、適用しない。

(4) 排他権は、商標を構成する要素であって、独立して取り上げたときは、第6条(1)により商標登録を受けることができないものには適用しない。

第 III 章 商標登録の要件

第 6 条 商標登録の拒絶及び無効のための絶対的理由

(1) 次の標識は、商標としての登録を受けることができない(それらが登録されている場合は、本法の規定に従い、その登録の無効を宣言することができる)。

- 1) 商標とすることができないもの、すなわち、第 3 条の規定を遵守していない標識
 - 2) 使用対象である商品又はサービスに関する識別性を欠いているもの
 - 3) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途(機能的課題)、価格、原産地又は商品の生産時期若しくはサービスの提供時期その他の特徴を示すために取引上使用されることのある標識又は表示のみをもって構成されているもの
 - 4) 使用対象である商品又はサービスを指定するものとして日常言語において又は確立した公正な取引慣行において慣用となった標識又は表示(一般的標識)のみをもって構成されているもの
 - 5) 形状であって、商品の種類によって直接決定されるもの(商品自体の性質から直接に生じる形状)、又は特定の技術的成果を得るために必要なもの、又は商品に実質的価値をもたらすもののみによって構成されているもの
 - 6) 公序又は社会的に受け入れられている道徳原理に反するもの
 - 7) 商品又はサービスの性質、品質、原産地等に関して、消費者を欺くもの
 - 8) 管轄当局の許可を得ることなく、パリ条約第 6 条の 3 により登録が拒絶又は無効とされる標識を含んでいるもの。それらの標識には、パリ同盟加盟国の紋章及び旗章、それらの国の正式極印(検定章)、管理用及び保証用標章、並びに国際機関の記章、旗章、名称及び略称が含まれる。
 - 9) ラトビア共和国の法及び規則に定める手続に従って与えられる管轄当局による許可を得ることなく、国家水準で承認する公の紋章、国の勲章、公務上の記章、並びに正式極印(検定章)用、管理用、品質用、保証用及び商品使用の安全性用の標識であって、ラトビアにおいて同一又は類似の商品又はサービスに関して使用されるもの、又は高度の象徴的価値を有するそれ以外の標章並びに宗教的な記号を含んでいるもの
 - 10) ぶどう酒に関して、特定産地のぶどう酒であることを確認する原産地表示を含んでいるか又はその表示で構成されているもの、又は蒸留酒に関して、特定産地の蒸留酒であることを確認する原産地表示を含んでいるか又はその表示で構成されているものであって、その表示が商標登録出願に係るぶどう酒又は蒸留酒の真正の原産地ではないもの、及び
 - 11) 農産品及び食品の表示用のものであって、同一の農産品又は食品に関して保護される原産地表示を含んでいるか又はその保護表示で構成されているもの。ただし、商標登録出願に係る製品が各個の産地を示していない場合、又は当該製品に関連して使用される標識の使用が地理的表示及び原産地表示の保護を規制する法及び規則に違反する場合を条件とする。
- (2) 商標はまた、出願人がその商標登録出願を悪意で行ったことが明らかな場合は、登録されないものとし、又は登録されている場合は、本法の規定によりその無効を宣言することができる。
- (3) 商標使用の結果、その商標が登録出願に係る商品又はサービスに関して、ラトビアにおける関係消費者の認知において識別性を獲得している場合は、その商標の登録を、(1)2)、3)又は4)の規定に基づいて拒絶することはできず、また同一の規定に基づいて、無効の宣言を

してはならないものとする。

第7条 商標登録の無効理由としての先の商標

(1) 次の場合に該当するときは、本法の規定に従い、商標登録の無効を宣言することができる。

1) その商標が先の商標と同一であり、かつ、その商標の登録に係る商品又はサービスが先の商標の登録に係る商品又はサービスと同一である場合、又は

2) その商標が他人に属する先の商標と同一又は類似しており、かつ、それぞれの商品又はサービスが同一又は類似していることに関連して、関係消費者に対して両商標の混同又は両商標間の連想を生じさせる虞がある場合

(2) (1)の意味での先の商標とは、次のものをいう。

1) ラトビアにおいて有効な商標であって、国内又は国際登録手続に基づいて登録されているか、又は共同体商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EC)No. 207/2009(成文版)(欧州経済領域版)(以下「理事会規則No. 207/2009」)に基づく欧州共同体商標(以下「共同体商標」として登録され、その登録出願日が当該商標の登録出願日より先であるもの。この場合は、これらの商標に与えられている優先権も考慮するものとする。及び

2) 前号にいう商標についての登録出願。ただし、その商標が登録されることを条件とする。

第8条 商標登録の拒絶又は無効の理由としての周知商標

(1) 第7条の規定に拘らず、商標が、他の商標であって、未登録であったとしても、(異議申立されている)商標登録出願の出願日(又は優先権が与えられる場合はその優先日)に、同一又は類似の商品又はサービスに関してラトビアにおいて周知であったものとの混同を生じさせる虞がある複製、模造、翻訳若しくは翻字である場合は、本法の規定に基づき、その商標登録を拒絶すること、又は登録されている場合は、その登録を無効にすることができる。

(2) (1)の規定に加えて、商標登録出願に係る商品又はサービスが、ラトビアにおける周知商標の対象である商品又はサービスと類似していない場合であっても、その商標の登録を拒絶すること又は無効にすることができる。ただし、出願された(異議申立されている)商標のこれらの商品又はサービスに関する使用を、それら商品又はサービスと周知商標の所有者との関連を示すものと消費者が認知する虞があること、及びそのような使用が周知商標の所有者の利益を害する虞があることを条件とする。

(3) 商標が周知であるか否かを決定する際は、その商標の宣伝又はその知名度を増進させたその他の状況に起因して得られたラトビアにおける知識を含めて、関係消費者集団におけるその商標についての知識が考慮される。

(4) (1)及び(2)の規定を登録出願の対象である標識又は登録商標に適用するか否かを決定する際は、他の商標の要部における周知商標の複製又は模倣の禁止を定める規定を含め、周知商標に関するパリ条約第6条の2の規定が考慮される。これらの規定は、サービスマークに対しても準用する。

(5) 審査手続中の登録拒絶に関する(1)及び(2)の規定は、商標登録出願が周知商標の所有者の承諾を得てなされている場合は、適用しない。

第9条 商標登録の無効理由としての他の先の権利

(1) 当該商標がその出願日前3年以内に有効期間が満了した先の団体商標と同一又は類似の場合も、当該商標登録の無効を宣言することができる。

(2) 当該商標が、その出願日前2年以内に更新されることなく有効期間が満了した先の商標であって、同一又は類似の商品又はサービスについて登録されていた商標と同一又は類似であることを理由としても、当該商標登録の無効を宣言することができる。ただし、先の商標の所有者が、商標の登録を承諾している場合か又はその商標を使用していなかった場合は、この限りでない。

(3) 他人が、商標の出願日(優先日も考慮する)前に、その商標の使用禁止を可能にする他の権利をラトビアにおいて取得していることを理由としても、その商標登録を無効と宣言することができる。次の権利に基づいても登録の効力を争うことができる。

1) 人的権利、すなわち公衆によく知られている人物の姓名、筆名、肖像又は模写に関する権利。ただし、当該人が50年以上前に死亡している場合は、この限りでない。

2) 著作権

3) 商業上の諸権利、すなわち、その商標の出願日又は優先日より前にラトビアにおいて商業活動における公正かつ合法な使用が開始されていることを条件とするが、同一又は類似の営業分野において使用される商号(取引上の呼称、マスメディアの名称その他類似の標識)に関する権利、又はラトビアにおいて周知であるラトビア又は外国の商号(取引上の名称、マスメディアの名称その他類似の標識)に関する権利、及び

4) 商品又はサービスを識別するのに使用される未登録商標その他の標章及びドメインネームに関する権利を含む他の工業所有権。ただし、未登録商標、当該その他の標章又はドメインネームは、商標登録出願の出願日(又は優先日)前に、その登録商標の使用により個々の商品又はサービスの出所について消費者に混同を生じさせる虞がある程度の期間及び量で同一又は類似の商品又はサービスに関連してラトビアにおける商業活動において、実際に使用されていることを条件とする。

(4) パリ同盟の何れかの加盟国における商標所有者である者は、その代理人若しくは代表者が当該所有者の許可なしにラトビアにおいてそれらの者の名義で商標の登録を受けていた場合は、当該商標登録の無効宣言を請求することができる。ただし、当該代理人又は代表者がそれらの者の行為について十分な理由を有する場合は、この限りでない。

第 IV 章 商標登録手続

第 10 条 出願

(1) ラトビアにおいて商標を登録しようとする者は、書面による商標登録出願(以下、出願ともいう)を特許庁に提出しなければならない。

(2) 商標の出願及び登録、並びに本法に定めるその他の行為については、手数料を納付しなければならない。納付手数料の金額は、内閣が決定するものとする。

(3) 出願の提出日(出願日)は、(9)の規定を遵守して、特許庁が次の事項を含む書類を受領した日と決定される。

- 1) 商標登録の願書
- 2) 出願人を間違いなく特定できる情報
- 3) 登録出願の対象である標識(その表示)、及び
- 4) 商標登録の請求対象とする商品及びサービスの一覧

(4) 1 の出願においては、1 の商標の登録のみを請求することができる。

(5) 各出願は、1 の商品又はサービス、数個又は多数の商品又はサービス、並びに同時に複数の商品又はサービス(商品及びサービスが、商品及びサービスの国際分類(ニース分類)による商品又はサービスの 1 又は数個の類(クラス)に属するか否かを問わない)に関しての 1 の商標登録請求を含むことができる。商品及びサービスは、前記分類の類に従って分類しなければならない。

(6) 内閣は、出願様式及び商標登録手続に必要なその他の様式を承認するものとする。

(7) 提出される出願並びに商標登録手続に係る全ての処理及び通信は、ラトビア語によらなければならない。書類は、ラトビア語翻訳文が所定の手続に従ってこれに付される場合は、外国語で提出することができる。

(8) 出願する標識の説明、外国語による文字標章の翻訳、標識の特性が立体形状、色調若しくは色彩の組合せの場合又はそれが音響信号の場合は、それに対応する表示、並びに標識の性質に関するその他の説明を出願に含めることができる。ラトビアを拘束する国際協定により規定されている場合は、特許庁は、当該説明を請求することができる。説明の提出は、特許庁が定める 1 月以上の期間内にしなければならない。

(9) 出願は、出願手数料の納付を証明する書類を含んでいなければならない。出願がニース分類の複数の類を対象にするものであるときは、追加手数料を含んでいなければならない。手数料納付に係る書類は、出願日から 1 月以内に補充することができ、その際、原出願日(本条(3))は維持される。前記期間が満了したが、出願日を決定する上で必要な他のすべての書類が提出されている場合は、手数料納付に係る書類及び追加手数料が提出された日を出願日とみなす。

(10) 出願が代理人によって行われる場合は、代理人の委任を証明する書類が出願に添付されなければならない。代理及び委任に関する要件は、特許法、委任契約に関する民法の総則及びラトビアを拘束する国際協定の関係規定によって決定される。

(11) 特許庁に対する代理についての特許法の規定に従って、外国出願人は、職業特許弁護士(商標代理人)を経由する場合に限り、特許庁及び必要な場合は特許庁審判部に対して、出願、通信及びその後の一切の手続をすることができる。

(12) 出願人又はその委任代理人は、出願に署名しなければならない。

(13) 出願人が特許庁のウェブサイトを用意されている様式を使ってオンラインで出願する場合は、出願人は、国家及び地方政府のポータルサイト www.latviija.lv で公的認証しなければならない。

第 11 条 商標の優先権

(1) パリ同盟の何れかの加盟国、又はラトビアが優先権の承認を定める協定を締結している他の国若しくは諸国連合において正規に商標登録出願をした者又はその権原承継人は、先に行った出願に係る商品及びサービスと同一であるか又はそれらに含まれている商品及びサービスに関して、ラトビアにおいて同一商標を登録出願する上で、当該出願の出願日から 6 月間、優先権を享受するものとする。

(2) 先の出願による優先権(条約優先権)を利用しようとする出願人は、後の出願の願書にそのような主張を含めなければならない。その際、先の出願の出願日及び出願国(地域商標登録庁)、並びに出願番号(後の出願の出願日において判明している場合)を表示しなければならない。出願人の優先権を証明する書類、すなわち、先の出願を受領した当局によって原本の真正謄本であると証明された先の出願の謄本は、後の出願と同時に提出するか、又はその出願日から 3 月以内にその出願書類に追加する。

(3) ラトビア又はパリ同盟の何れかの加盟国における公式又は公認の国際博覧会において、商品又はサービスをその商標の下に展示し、同一の商品又はサービスに関してその商標の登録出願をした出願人は、当該博覧会におけるそれらの商品又はサービスの最初の展示日から(7)の意味での優先権を主張することができるものとするが、ただし、その商標についての出願は、前記の日から 6 月以内に行われなければならない。

(4) (3)の規定(博覧会優先権)を利用しようとする出願人は、出願の願書に、その商品又はサービスの最初の展示日を表示し、かつ、その博覧会を特定して、主張を含めなければならない。出願人の優先権を証明する書類、すなわち、博覧会の管轄当局が交付した、博覧会での展示物の特定及び(当該商標に関連した)最初の展示日を証明する書類は、その商標登録出願と同時に提出するか、又はその出願日から 3 月以内にその出願に補充する。

(5) 博覧会優先権は、(1)に定めた優先期間を超えない。

(6) 主張されている優先権を商標出願に対して認めるか否かを決定する際に、特許庁は、本条の規定並びにパリ条約第 4 条及び第 11 条の規定を考慮するものとし、これらの規定は、サービスマークに関する準用する。

(7) 商標の優先性(優先権)とは、何れの者が先の権利を有するかを決定する際に、商標登録出願日の代わりに、優先日が考慮されるべきことを意味する。

第 12 条 出願の予備審査

(1) 出願の受領後 3 月以内に、特許庁は、出願の予備審査を行い、出願が第 10 条の要件遵守を検証し、また、出願日を決定しなければならない。出願人が第 11 条の規定による優先権を有している場合は、特許庁は、その優先日も決定しなければならない。

(2) 出願が第 10 条の要件を遵守していないか又は要件の一部のみを遵守している場合は、特許庁は、出願人に書面をもってこれを通知し、不遵守を指摘し、また、応答(不備の除去)のための 3 月の期間を定めなければならない。前記の予備審査期間は、その通知の送付時に停止され、出願人の応答が特許庁による指定期間に従って受領される日から、又は応答期限が

経過した日から継続される。

(3) 出願が当初、出願日を決定する上で必要な書類に関する第10条(3)の規定を遵守していないが、出願人が特許庁によって指定された期間内にその不備を除去したときは、特許庁が当該すべての書類を受領した日をその出願日とする。出願人が、特許庁の要求に従って不備を除去することをしなかったときは、その出願は、されなかったものとみなし、かつ、出願人は、その旨の書面による通知を受ける。

(4) 出願人が優先権取得に関する所定の要件を満たしていない場合は、優先権は付与されない。

(5) 出願に前記以外の重大な不備があり、出願人が要求された後にもその救済策を取らない場合は、その出願は拒絶され、かつ、出願人は、その旨の書面による通知を受ける。

(6) 出願が(最初に設定された不備を更正したものであっても)第10条の要件を遵守している場合は、特許庁は、その出願の審査のための受理(出願受理)について決定をして通知書を出願人に送付しなければならない。

(7) (廃止)

第13条 商標の審査

(1) 出願を審査のために受理した日から3月以内に、特許庁は、登録出願された標識が第3条、第6条及び第8条の要件を遵守しているか否かを審査しなければならない。審査の過程で特許庁は、出願人に対して3月の提出期間を指定して、審査に必要な追加の資料及び書類を要求することができる。審査期間は、その要求書の送付時に停止され、出願人の応答が特許庁による指定期間に従って受領される日から、又は応答期限が経過した日から継続される。

(2) 審査の過程で、商標は登録することができない、又は(5)若しくは(6)に定める制限を付す場合に限り登録することができると決定された場合は、特許庁は、この認定を出願人に書面で通知しなければならない。かつ、意見書(登録の拒絶又は制限についての理由に対する反論)提出のために3月の期間を設定しなければならない。

(3) 特許庁は、出願人の意見書受領又は意見書提出期間の満了の後速やかに、商標の登録可能性又は登録の拒絶について決定するものとする。出願人は、書面でその決定の通知を受ける。

(4) 審査結果が出願を容認するものである場合は、特許庁は、商標を登録する旨の決定をしなければならない。この決定には、その商標の登録及び公告のための手数料の納付通知書が付される。

(5) 商標が一定の商品又はサービスに関してのみ登録できない旨を決定された場合は、特許庁は、出願において列記されていた残余の商品及びサービスに関して(限定された商品及びサービスの一覧に関して)商標登録すべき旨の決定をしなければならない。

(6) 第5条(4)にいう要素であって、商標として個別には登録を受けることができないものが商標の中に含まれており、その商標の登録が付与された権利の範囲に関する疑義を生じさせる虞がある場合は、特許庁は、その商標を登録するときに、特別の注釈(権利の部分放棄又は保護対象からの除外)によって、そのような要素を保護範囲から除外することができる。

(7) 商標登録を拒絶又は(5)若しくは(6)にいう制限を付して登録すべき旨の特許庁の決定は、適切な理由及び法律の規定への言及によって立証されていなければならない。

(8) (廃止)

第14条 出願の取下、制限及び補正

(1) 出願人は、出願処理手続中はいつでも、出願を全体として取り下げること、又は提出した商品及びサービスの一覧から一部の商品及びサービスを取り下げることができる。ただし、納付済みの手数料は返還されない。

(2) (1)にいう補正の他に、商標出願において、商標自体を実質的に変更せず、かつ、提出した商品及びサービスの一覧を拡大しない補正、明確化又は訂正に限り、これを行うことができる。特許庁は、出願処理手続中はいつでも補正、明確化及び訂正を要求することができる。明白な誤りの訂正及び出願人又は代理人の名称(呼称)又は宛先の必要な補正を除き、出願人は、特許庁がその出願の受理について決定する前までは、自発的に補正又は明確化を提出することができる。特許庁は、所定の手数料の納付があれば、出願人が審査過程で自発的に提出した許容可能な補正を考慮するものとする。特許庁が犯した過失は、手数料なしで訂正するものとする。

(3) 公告のための登録通知が作成された後に特許庁が受領した補正は、登録情報に対する補正とみなし、そのような補正には第17条(2)の規定を適用する。

(4) 第12条(3)及び第13条(2)にいう場合を除き、登録の手続中に、出願人が所定期間内に特許庁の要求に応じないか又は所定の手数料を納付せず、かつ、期間延長の申請もしなかった場合は、その出願は取り下げられたものとみなし、出願人は、その旨を書面で通知される。

第15条 出願の分割

(1) 1の商標登録出願を2以上の出願に分割することができ、その場合は、商品及びサービスの一覧を原出願と(1又は複数の)分割出願との間で分けるものとする。分割出願は、原出願の出願日及び優先権を維持するものとする。

(2) 出願人は、特許庁が登録及び公告のための商標とそれに関する情報を作成するまでに限り、出願の分割請求をすることができる。

(3) 特許庁に出願の分割請求をするときは、出願人は、原出願に残す商品及びサービスを表示し、個々の分割出願を出願内容に関する第10条のすべての要件に従って作成し、また、新たな出願について所定の全手数料を納付しなければならない。原出願について納付済みの手数料は返還されず、また、分割出願に充当されない。出願人が、分割請求の特許庁による受理日から3月以内に、分割出願に関して必要な書類及び資料を提出せず又は所定の手数料を納付しない場合は、出願の分割請求は、取り下げられたものとみなし、出願人は、その旨を書面で通知される。

(4) 分割出願の審査は、第12条及び第13条の要件に従う。出願の分割請求は、登録及び公告のための情報の作成後には取り下げることができない。

第16条 商標の登録及び公告並びに証明書の交付

(1) 出願人が所定の手数料を納付した場合は、特許庁は、審査結果についての有利な決定の後速やかに、登録及び公告のための商標及びそれに関する資料を作成しなければならない。

(2) 商標の商標国家登録簿への登録は、特許庁公報での公告と同時になされるものとする。商標の登録データに関し、本法及び法及び規則に規定される法的効力は、公告がハードコピーによるか又は特許庁のウェブサイト上の電子形態によるかに拘らず、特許庁公報に示され

る公告日に開始する。

(3) 商標の登録及び公告の後に、特許庁はその所有者に対して、庁の様式により、商標登録証を交付しなければならない。

第 17 条 商標国家登録簿

(1) 特許庁は、商標国家登録簿(以下「登録簿」という)を維持しなければならないが、当該登録簿には登録商標(その表示)、商標所有者及び委任されている場合の代理人、商標の出願日(優先日)、登録日、公告日、商標登録出願に係る商品及びサービスの一覧に関する情報、並びに特許庁が定めるその他の情報を記録するものとする。

(2) 商標所有者は、商標の登録に関する情報における補正若しくは発見された誤り、商標所有者の名称(呼称)の変更、代理人の変更、商品及びサービスの一覧からの商品又はサービスの削除の希望、又は商標自体における非本質的(二次的)要素の変更の希望について、直ちに特許庁に通知しなければならない。補正又は訂正は、商標の本質を変更し、その識別性に影響し、商標登録によって与えられる権利を拡大し、付与された優先権を変更し、又は消費者を誤認させる虞があるものであってはならない。所定の手数料が納付されたときは、特許庁は、許容可能な補正を登録簿に記録し、そのなされた補正について公報に公告し、また、商標所有者にその通知書を、商標登録証に付させるために送付する。特許庁が犯した過失は、手数料なしで訂正する。

(3) 登録簿における記入であって、(1)の要件によって予期されているものは、公告後は、何人も閲覧することができるものとする。所定の手数料が納付されたときは、特許庁は、登録簿記入の抄本を提供しなければならない。

第 17.1 条 特許庁の決定に対する審判請求及びその経過

(1) 出願人又は特許庁の決定のその他の名宛人(商標所有者、前所有者、所有権の法定承継人、ライセンシー)が出願の予備審査若しくは商標の審査結果に関連して下された特許庁の決定又はその他の手続において商標登録に関連して下された決定に対して不合意の場合は、当該人は、特許庁に対して各手数料を納付の上、決定の受領日から 3 月以内に動議する審判請求書を提出することができる。審判請求が提出された場合は、特許庁の決定の執行は停止する。

(2) 特許庁は、提出された審判請求を理由があるものと認める限り、各決定を遅滞なく取り消し又は修正する。

(3) 決定の取消又は修正が第三者の権利又は法的利益に影響を与える虞がある場合又は審判請求の提出後 2 週間以内に(2)に従う決定の取消又は修正がない場合は、特許庁は、当該審判請求を審理のために特許庁審判部(以下「審判部」)に移譲する。

(4) 特許庁の決定が(2)に従って取消又は修正され、これに審判請求人が納得する場合は、当該人は、審判請求を取り下げるものとする。審判請求の提出に係る手数料は、行政手続法に定める手続に従って還付される。

(5) 決定の修正に審判請求人が納得しない場合は、当該人は、修正された決定の受領日から 3 月以内にその旨を特許庁に通知するものとし、これにより審判請求は遅滞なく審判部に転送される。

(6) 審判部が審理するまでは、審判請求人は、提出済の審判請求を新しく修正し又は補充することができる。

第18条 商標の登録に対する異議申立

(1) 商標の公告日から3月以内に、利害関係人は所定の手数料を納付して、商標の登録に対して異議申立をすることができる。異議申立は、審判部に書面で提出しなければならない。適切な理由及び法の規定への言及によって立証されていなければならない。前記期間の満了後は、異議申立人は、異議申立に関する当初の法的根拠を変更(拡大)することはできないが、審判部の決定が下されるまでは、異議申立の根拠とする事実を確認(詳述)する追加の書類及び資料を提出することができる。

(2) 登録商標が第3条の規定を遵守していない場合、又は登録が第6条の規定により無効とされるものである場合、又は第9条(3)1)の規定が適用される場合は、何人も異議申立をすることができる。

(3) 異議申立であって、第7条若しくは第8条、又は第9条(1)、(2)、(3)2)、3)若しくは4)又は(4)の規定に基づくものは、先の商標若しくは周知商標の所有者、又は他の先の権利を有する者(それらの権原承継人も)若しくはそれらの代理人、並びに適用規定において指示されている者がすることができる。

(4) 異議申立であって、第8条又は第9条(1)、(2)、(3)2)、3)若しくは4)の規定に基づくものは、本条(3)にいう者に加え、専門家団体、並びに製造業者、取引業者及びサービス提供者の団体であって、その定款が当該団体の加入者(構成員)の経済的利益の保護を規定しているもの、並びに組織又は当局であって、その定款による目的が消費者の権利の保護であるものも提出することができる。

(5) 審判部は、異議申立された商標の所有者に当該異議申立について通知し、かつ、答弁書提出のために3月の期間を指定しなければならない。

(6) 法定期間内に異議申立がされない場合は、商標の登録は、裁判所においてのみ争うことができる。

第19条 審判請求及び異議申立の審理

(1) 第17.1条の規定によって提出された審判請求及び第18条によって提出された異議申立は、特許法の規定に従って設立された審判部によって審理される。

(2) 審判請求は、特許庁がこれを受領した日から3月以内に審理される。特許庁の決定が第17.1条(2)に定める手続に従って修正されたが、審判請求が取り下げられていない場合は、審判請求は、第17.1条(5)に定める通知の受領日から2月以内に審理される。

(3) 異議申立は、商標所有者からの答弁書の受領日から又は答弁書の提出期限の経過日から3月以内に審理される。異議申立が第7条の規定を根拠として提出され、かつ、異議申立されている商標が未登録の先の商標によって異議申立されている場合において、異議申立人の請求があったときは、その審理は、異議申立の根拠である先の商標が登録され、公告されるまで停止することができる。異議申立の審理前に異議申立の根拠である先の商標の登録無効若しくは登録取消についての権利主張が裁判所に提起され、かつ、異議申立の審理結果がその登録の有効性により影響される虞がある場合は、審判部は、異議申立手続をその権利主張の判決までとどめることができる。

(4) 審判請求人又はその代理人は、特許庁の決定に対する審判請求が審理される審判部の審問に参加することを求められる。異議申立人又はその代理人及び異議申立されている商標の

所有者又はその代理人は、商標の登録に対する異議申立が審理される審判部の審問に参加することを求められる。すべての利害関係人は、必要な書類と資料を提出し、かつ、口頭で意見を述べることができる。

(5) 審判請求の審理結果により、審判部は、審判請求を全面的若しくは部分的に容認するか又はそれを棄却する決定を下すものとし、その審判部決定により、特許庁の各決定は、取消、修正又は効力維持の許容がされる。審査(第13条(7))結果に関する特許庁の決定に対して審判請求が提出された場合は、商標は、全面的に若しくは第13条(5)及び(6)にいう制限を付して登録することができる旨を宣言することができ、又は登録拒絶の決定は効力維持の許容がされる。審判請求に関連する事件において新たな事実が明らかになった場合は、審判部は、出願の再審理(再審査)を行うべき旨の決定を下すことができる。

(6) 異議申立の審理の結果により、審判部は、異議申立を全面的若しくは部分的に容認するか又はそれを棄却する決定を行わなければならない、その審判部決定の結果として、異議申立された商標を登録日から無効とし、第13条(5)及び(6)にいう制限を付して有効であると宣言し、又は登録通りに有効であると宣言することができる。

(7) 異議申立が全面的に又は部分的に、過去5年以上前に登録された(第7条(2)の意味での)先の商標を根拠としている場合は、異議申立されている商標の所有者は、先の商標が第23条の意味で実際に使用されていたことを示す明白かつ十分な(一応の)証拠を異議申立人が提出するよう要求することができる。適用証拠が要求どおりに提出されなかった場合、又は異議申立審査前5年間における使用についての証拠がない場合は、審判部は、当該異議申立理由を無視するものとする。異議申立の根拠である先の商標がその商標の登録に係る商品及びサービスの一部のみに関して使用されていた場合は、審判部は、明白かつ十分な(一応の)証拠によって使用が立証された商品及びサービスに限り、先に申し立てられた異議申立理由を考慮するものとする。

(8) 審判部は、その決定を非公開で行う。決定の効力発生部分は、審問の終わりに発表され、書面による理由付けされた決定が1月以内に(4)にいう者であって、この決定の写しの受領日から3月以内に裁判所にこの決定の不服申立をすることができる者に通知される。裁判所への申請が提出された場合は、審判部の決定の執行は停止する。

(9) 審判部の決定についての申請の提出にも拘らず、利害関係人は、(第31条又は第32条の規定により)登録商標の効力を争うことができる。審判部の決定についての審判請求不服申立に関する事項の審査前に訴訟が提起された場合は、行政手続は、その訴訟の判決まで中止とされる。

第20条 登録の分割

(1) 商標登録は、商標登録に係る商品及びサービスの一覧を原登録と分割登録(複数の登録を含む)の間で細別して、2以上の登録に分割することができる。分割登録は、原登録の出願日及び優先権を維持するものとする。

(2) 登録の分割請求は、第18条(1)に定める異議申立のための期間(異議申立期間)の満了後に限りすることができる。

(3) 特許庁に登録の分割請求をするときは、商標所有者は、商品及びサービスの内、原登録に残すもの及び分割登録(複数の登録を含む)に含めるものを表示し、また、分割登録の各々について商標登録及び公告のための所定の手数料を納付しなければならない。

(4) 特許庁が分割請求の受領日から3月以内に所定の手数料を受領しない場合は、登録の分割請求は、取り下げられたものとみなす。

(5) 商標所有者が所定の手数料を納付した場合は、特許庁は速やかに、分割登録、及び原登録についての修正を登録簿に記入し、関係通知を公報に公告し、更に第16条(3)及び第17条(2)により分割登録に関する登録証を交付し、原登録の登録証を補完しなければならない。

(6) 分割登録の情報が登録及び公告のために作成された後では、請求人は分割請求を取り下げることができない。

第21条 登録の有効性及び更新

(1) 商標登録は、第30条、第31条又は第32条の規定により抹消(商標所有者の自発による)、無効、又は取消とならない限り、出願日から10年間有効である。

(2) 登録は10年ごとに、翌10年間について更新(商標再登録)することができる。商標所有者は、商標登録の有効期間の最終年の内に、所定の手数料を納付して登録更新の請求をしなければならない。特許庁は、商標所有者からの請求及び追加手数料の納付があったときは、登録更新のために、登録期間満了後6月の追加期間を定めるものとする。

(3) 特許庁は、登録更新に関する情報を登録簿に記入し、その通知を公報に公告し、また、商標所有者にその通知書を、商標登録証に付させるために送付する。

第22条 期間延長

(1) 特許庁若しくは審判部は、本法により決定された特許庁若しくは審判部の活動に関する期間又は特許庁若しくは審判部が定めた期間を3月以下の期間で延長することができる。ただし、当該延長の請求が当該期間の満了前に特許庁によって受領され、かつ、期間延長手数料が納付されることを条件とする。

(2) 次の期間には(1)を適用しない。

- 1) 条約優先権期間及び博覧会優先権期間(第11条(1)及び(3))
- 2) 異議申立提出期間(第18条(1)、第39条(5))
- 3) 審判部の決定に対する不服申立期間(第19条(8))
- 4) 登録の有効期間及び登録更新の規定期間(第21条)
- 5) 継続処理及び権利回復の規定期間(第22.1条(2)、第22.2条(2))

第22.1条 期間不遵守後の継続処理

(1) 出願人、商標所有者又はその他の利害関係人であって、特許庁の活動に関連して本法に定める期間を遵守しなかった者は、継続処理を請求することができる。

(2) 継続処理の請求は、期間不遵守についての又は本法に規定する権利の期間不遵守による喪失についての特許庁の通知の受領後2月以内に特許庁に提出しなければならないが、ただし、不遵守期間内に規定された行為が実行され、かつ、継続処理の国の手数料が納付されていることを条件とする。規定の行為が実行されず、又は継続処理の国の手数料が納付されていない場合は、その請求は、取り下げられたものとみなされる。

(3) 継続処理の請求が要件を満たすものである場合は、期間の不遵守は、法的効果を有さない。

(4) 継続処理は、次の期間が遵守されない場合は請求することができない。

- 1) 継続処理の規定期間(本条(2))
- 2) 条約優先権期間及び博覧会優先権期間又は優先権の証明書類提出の規定期間(第11条)
- 3) 商標の審査過程での意見書提出の規定期間(第13条(2))
- 4) 異議申立提出期間(第18条(1), 第39条(5))
- 5) 登録の有効期間及び登録更新の規定期間(第21条), 又は
- 6) 権利回復の規定期間(第22.2条(2))

第22.2条 権利回復

(1) 出願人, 商標所有者又はその他の利害関係人が特許庁の活動に関連して本法に定める期間を遵守せず, かつ, その期間不遵守の直接の結果が商標登録出願の拒絶, 登録出願その他の請求の擬制不提出若しくは擬制取下, 登録の取消又は本法規定のその他の権利の喪失となる場合は, 当該人は, 各権利の回復を請求することができる。

(2) (1)に従う権利回復の請求は, 期間不遵守の理由の消失後2月以内に当初の指定期間の満了後1年以内に特許庁に提出しなければならないが, ただし, 不遵守期間内に規定された行為が実行され, かつ, 権利回復の国の手数料が納付されていることを条件とする。期間不遵守の理由は請求書において弁明されていなければならないが, かつ, 必要な証拠が付されていない場合は, その請求は, 取り下げられたものとみなされる。

(3) (1)に規定する場合において, 事情により要求される当然の注意がなされたにも拘らず期間を経過したものであり, かつ, (2)の要件が満たされていることを特許庁が納得した場合は, 特許庁は, 出願人, 商標所有者又は喪失した登録出願, 登録若しくはその他の権利の他の利害関係人の権利を回復する。

(4) 権利回復請求の全面的な又は部分的な拒絶の前に, 特許庁は, 拒絶理由の潜在性について書面で請求人に通知して当該理由に関する意見書をその通知の受領後3月以内に提出するよう当該人に求める。

(5) 権利回復は, 次の場合においては請求することができない。

- 1) 権利回復の規定期間(本条(2))が遵守されなかった場合
- 2) 商標の審査過程での特許庁への請求による意見書提出の規定期間(第13条(2))が遵守されなかった場合
- 3) 異議申立提出期間(第18条(1), 第39条(5))が遵守されなかった場合
- 4) 継続処理の規定期間(第22.1条(2))が遵守されなかった場合, 又は
- 5) 第22.1条に従う継続処理の規定の適用がその事項の性質により許容される場合
- (6) 権利が回復され, その結果, 商標登録に関する先の庁の公告通知を修正する必要がある場合は, 特許庁は, 登録簿に適切な記入をし, 権利回復についての通知を特許庁公報に公告する。

第22.3条 期間延長, 継続処理及び権利回復に関する決定

(1) 特許庁又は審判部は, 第22条に従って期間延長についての決定をする際に, 又は特許庁は, 第22.1条に従って継続処理についての若しくは第22.2条に従って権利回復についての決定をする際に, 決定が第三者の利害に影響する場合は, それらを考慮する。

(2) 期間延長, 継続処理又は権利回復の請求が要件を満たす場合は, その決定はその後の各

手続において本法に従って特許庁又は審判部が下した決定と併合することができる。

(3) 決定は、請求人に通知するものとし、かつ、それが第三者に影響を与える場合は、その第三者にもこれを通知する。

第V章 商標の使用

第23条 商標の使用

- (1) 商標の使用とは、商品及びその包装、商品の添付書類、商品又はサービスの広告、又は関係商品又はサービスに関連するその他の商業活動についての商標の使用と解される。
- (2) 個々の非本質的な要素において異なる形態での商標の使用も、その商標の形態についての許容される変更がその登録されている商標の顕著な特性及び識別性を変えるものでない場合は、商標の使用と解される。
- (3) 登録日から5年以内に、商標所有者がラトビアにおいて、登録されている当該商標に係る商品及びサービスに関連して、その商標の実際の使用を開始していないか、又はそのような使用が登録の有効期間中に5年間停止されており、かつ、不使用についての十分な理由がない場合は、その商標に関して、第19条(7)、第28条(3)、第31条(2)及び第32条の規定を適用することができる。
- (4) 各商品又はサービスに関して、市場における一定の地位を獲得又は維持するための商業活動における商標の使用は、実際の使用とみなされる。
- (5) 当該商品又はその包装に関しての輸出のみを予定するラトビアにおける商標の使用も、商標の使用とみなされる。
- (6) 商標がその所有者の承諾を得て使用される場合は、商標はその所有者が使用しているものとみなす。

第24条 商標についての排他権に関する警告

- (1) 商標所有者は、登録されている有効な商標に隣接させて、円で囲んだ「R」の文字又はその商標の登録について警告する文言(例えば「ラトビアにおける登録商標」等)から成る標識を付すことができる。
- (2) 商標所有者は、ラトビアの国内又は国外における未登録の商標に、登録標章である旨の警告標識を付すことによって、公衆に誤認を生じさせてはならない。
- (3) 商標所有者が、第4条(6)1)若しくは2)又は第4条(7)にいう標識の何れかを他人が商業活動において使用することにより当該所有者の排他権を侵害していると考えられる理由を有する場合は、その商標所有者は、当該他人に対し権利侵害を主張する警告を出すことができる。

第25条 商標の他人への移転

- (1) 商標所有者は、自己の商標を、その商標の登録に係る商品又はサービスの1、いくつか又は全部に関して、その商標を使用している事業若しくはその一部と共に、又はそのような事業から切り離して、他人に移転することができる。
- (2) 事業又はその一部が他人に移転される場合は、当該事業又はその一部の操業に直接関連する当該商標についての権利は、当事者間の合意により別段の定めがない場合又は当該事項の事情から明らかに別段の規定がされない場合は、当該事業又はその一部と共に移転されるものとみなす。
- (3) 特許庁は、請求書、権利移転の証明書類及び所定の手数料を受領した後に、登録商標の所有権における変更及び商標の他人への移転に関する情報を登録簿に記入して公報に公告し、また、登録簿上に行った記入についての通知書を商標所有者に送付しなければならない。

(4) 商標の他人への移転(所有権の変更)が、その標章の登録に係る商品及びサービスの全部を含むものでない場合は、特許庁は、第 20 条の規定を準用してその登録を分割して、商標所有者の変更に係る商品及びサービスについて、新たな登録を行う。

(5) 第三者に関する商標移転契約は、特許庁公報におけるその通知の公告日に効力を生じる。権原承継人(商標の新所有者)は、所有権変更の登録簿への記入日より前には、商標登録から生じる権利を行使することができない。

(6) 商標移転契約については、所有権の変更が、その商標が使用されている又は使用を予定されている商品及びサービスの出所、性質、品質その他の特徴に関して、故意に又は非故意に、消費者を誤認させるか又は誤認させる虞がある場合は、無効を宣言することができる。何人も、そのような商標移転契約の無効宣言を求めてリガのビゼム地方裁判所に提訴することができる。

(7) 特許庁がその商標の登録に関する決定を下す前に、商標登録出願が他人に移転された場合において、特許庁は、請求書、権利移転の証明書類及び所定の手数料を受領したときは、出願人の変更を第 14 条の関係規定の意味での出願の補正とみなして、新出願人に関してその出願の審査を継続する。

(8) 商標出願の他人への移転(出願人の変更)がその出願に含まれている商品及びサービスの全部を対象とするものでない場合は、特許庁は、第 15 条の規定を準用して出願を分割して、出願人の変更に係る商品及びサービスについて、新たな出願を作成する。

第 25.1 条 通商会社の法的保護の過程中的商標、債務超過の過程中的商標及び担保権の対象である商標

(1) 登録商標が通商会社の法的保護の過程に係わり、また債務超過の過程に係わり、又は裁判所の決定により差し押さえられている場合は、特許庁は、裁判所の決定により、それぞれを登録簿に注記するものとする。その注記についての情報は、出願人に書面で通知され、特許庁公報に公告される。

(2) 国内手続きにより特許庁に登録された商標は、商業担保法により担保権設定される。特許庁は、商業担保権者からの通知に基づき担保権を登録する。登録した情報は、商標所有者に通知され、特許庁公報に公告される。

第 26 条 商標のライセンス許諾契約

(1) 商標所有者は、ライセンス許諾契約により、その商標登録に係る商品又はサービスの 1、いくつか又は全部に関して、その商標を使用する権利を移転することができる。ライセンスの性質(排他的又は非排他的ライセンス)に応じ、商標についてのその権利を付与する者(「ライセンサー」)及びその権利を受領する者(「ライセンシー」)は、共に一定の権利と義務を引き受けるものとする。

(2) ライセンシーがライセンス許諾契約に定められた規定に従って商標を使用する排他権を受領し、また、ライセンサーが、商標を使用する権利を、その権利がライセンシーに移転されていない範囲に限って保持する場合は、そのライセンスは排他的な性質のものである。

(3) ライセンサーが、その商標を使用する権利を他人に付与するときに、その商標を使用する権利並びに同一商標に関するライセンスを第三者に付与する権利を留保する場合は、そのライセンスは非排他的な性質のものである。

(4) 商標所有者は、次の事項に関するライセンス許諾契約の規定に違反したライセンシーに対して排他権を行使することができる。

－ライセンスの期間

－登録に従って使用することができる商標の形態

－ライセンス付与に係る商品及びサービスの一覧及び内容

－商標の使用が許可されている領域、又は

－ライセンシーが製造する商品又は提供するサービスの品質

(5) ライセンス許諾契約に別段の定めがある場合を除き、付与されたライセンスは、第三者に譲渡することができず、また、ライセンシーは、サブライセンスを付与することができない。

(6) 特許庁は、ライセンサー又はライセンシーから登録簿に含めるべき情報及び所定の手数料の証明書類の各提出物を受領した後に、登録商標のライセンス許諾契約に関する情報を登録簿に記入して、それを特許庁公報に公告し、また、ライセンサー及びライセンシーに登録簿に行った記入について通知する。この手続により、当該契約の有効期間の満了及びライセンス規定の変更に関する情報も、登録簿に含められて、公告される。

(7) ライセンス許諾契約については、ライセンシーによる商標の使用が、その商標の使用に係る商品及びサービスの出所、性質、品質その他の特徴に関して、故意に又は非故意に、消費者に誤認を生じさせる場合は、無効を宣言することができる。ライセンサー又は他の何人も、ライセンス許諾契約の無効宣言を求めてリガのビゼム地方裁判所に提訴することができる。

(8) ライセンス許諾契約に関する情報が登録簿に記入されておらず又は公告されていないという事実は、第 31 条若しくは第 32 条の規定により商標の有効性に対して異議申立をすることの、又は第 23 条(3)に定めた商標の不使用についての制限を適用すること(そのような場合は、第 23 条(6)を適用する)、又は第 28 条(2)の規定に基づいて商標所有者が開始した商標侵害訴訟に参加できるライセンシーの権利に対して異議申立をすることの、又はライセンスされた商標の違法使用によって生じた損害に対する賠償を受領できるライセンシーの権利に対して異議申立をすることの理由にはならない。

(9) 商標登録の有効性、第 23 条(6)の規定の適用、及び(8)にいうライセンシーの権利はまた、ライセンシーが、その商標がライセンスによって使用されている旨を、その商品若しくはその包装において、提供するサービスに関して、又はそれらの商品及び／又はサービスの広告において表示していないという事実を基にしても、又はその表示が不明瞭である場合にも、争うことができない。

(10) 第 25 条(1)の意味での商標の移転及び本条(1)、(2)及び(3)の意味でのライセンスの付与は、その前に第三者に付与されているライセンスには影響を及ぼさない。

第 27 条 商標の違法使用(商標侵害)

(1) 商標の違法使用は、商標所有者の排他権の侵害と解釈されるものとし、すなわち、商標所有者の承諾を得ることなしに、第 4 条(6)1)若しくは2)又は第 4 条(7)にいう標識の商業活動における使用であり、第 4 条(8)に定めた態様での当該標識の使用を含む。

(2) 特定の標識の使用が商標の違法使用に該当するか否かを決定するときは、(1)の規定と同時に及びそれに加えて、排他権の制限に関する第 5 条の規定、第 23 条(3)に定めた商標の不

使用による制限，及び第 29 条に定めた黙認の結果としての権利の制限(権利の剥奪)も，個々の事件に関して考慮される。

第 28 条 商標の違法使用に対する責任

(1) 商標侵害の事実が第 27 条の規定により証明された場合は，商標の違法使用に対する責任が生じるものとする。商標の違法使用に対する責任は，被告が自身又は他人(中間者)の幫助を得て商標の違法使用の準備とみなされる手段を実施したことを理由に，商標所有者の排他権が侵害される虞があること又は間もなく侵害される(潜在的侵害)ことが立証される場合も決定される。

(2) 商標所有者又はその権原承継人は，商標の違法使用に対してリガのビゼム地方裁判所に提訴することができる。ライセンシーは，商標所有者の承諾を得た場合に限り，商標の違法使用に対して単独の提訴をすることができる。商標所有者の承諾は，ライセンシーがライセンス許諾契約において独立して提訴できる権利を付与されている場合又はライセンシーが商標所有者に提訴をするよう書面で要求したにも拘らず，商標所有者がその提訴をしない場合は，不要である。当該各商標のすべてのライセンシーは，事件に参加してライセンスされた商標の違法使用から生じた損害の賠償を請求することができる。

(3) 商標の違法使用について提訴された者は，第 31 条又は第 32 条の規定に従って，その商標登録の無効又は取消を求める反訴を提起することができる。その場合は，商標侵害は，その商標登録が無効又は取消と宣言されない範囲で決定することができる。

(4) 商標の違法使用に対する責任を決定するときは，過失の程度を決定するために，第 24 条(3)にいう警告通知の受領の事実を証拠として使用することができる。

(5) 商標侵害についての訴訟は，被侵害者が商標侵害の発生を知ったか又は知るべきであった日から 3 年以内に提起することができる。

(6) 商標の違法使用についての訴訟は，不正競争に関する法及び規則又は他の法及び規則の規定を根拠とすることもできる。

第 28.1 条 損害賠償額及び精神的被害補償の決定に係る手続

(1) 商標の違法使用がある者の過失により生じた場合は，第 28 条(2)にいう法的主体は，生じた損害賠償及び精神的被害補償を請求することができる。

(2) 損害賠償額及び精神的被害補償は，民法に従って決定される。損害賠償額を決定するときは，商標を違法使用した者が不正に取得した利益額を考慮することもできる。

(3) (2)による損害賠償の実際の額を決めることができない場合は，損害額は，商標所有者が商標使用の権利をライセンシーに移譲したと考えるときに受領する額と同一基準とされる。

第 29 条 黙認の結果としての権利の制限(権利の剥奪)

(1) (第 7 条(2)の意味での)先の商標の所有者が，ラトビアで登録された後の商標の使用について，その使用を知っていたにも拘らず，継続して 5 年間，行政手続又は司法手続において争わなかった場合は，後の商標の登録が悪意で出願されていたときを除き，当該人はもはや，自己の先の商標を理由として，後の商標の使用に係る商品及びサービスに関して，後の商標の無効を請求することも，又はその使用に異議申立をすることもできない。

(2) (1)にいう場合において，後の登録商標の所有者は，先の商標の権利が(1)の規定により

もはや後の商標に対して対抗できなくとも，先の商標の権利について争うことはできない。

第 VI 章 商標の効力の終了

第 30 条 商標所有者の発意による商標登録の抹消(登録の放棄)

(1) 商標所有者は、その商標の効力が満了する前に商標登録の抹消を申請することができる。特許庁が抹消提出を受領し、かつ、所定の手数料が納付された場合は、その商標登録は、商標所有者が指定した日、ただし当該提出の受領日以後の日をもって抹消されるものとする。特許庁は、登録簿にそれに相応する記入をして公報に通知を公告し、また、通知書を商標所有者に送付しなければならない。

(2) 商標所有者の商標登録抹消の提出が、商標の登録に係る商品及びサービスの全部を対象とするものでない場合は、その提出は、商標登録情報の変更とみなされ、第 17 条(2)の規定により審査されるものとする。

(3) 登録簿が、ある登録に関して 1 又は複数の有効なライセンス許諾契約に関する情報を含んでおり、かつ、商標所有者の当該提出に、その登録抹消についての関係ライセンシーの同意書が添付されていない場合は、特許庁は、本条の規定による商標登録の抹消を行ってはならない。

第 31 条 商標登録の無効

(1) 登録商標が第 3 条の規定を遵守していない場合、又は第 6 条、第 7 条、第 8 条若しくは第 9 条の規定に定めた商標の無効理由が存在している(事件の判決時においても存在が継続している)場合は、その商標登録を、裁判所の判決によって無効とすることができる。

(2) 訴訟が(第 7 条(2)の意味での)先の商標を根拠としたものであり、かつ、被告が(第 23 条の意味での)先の商標の不使用を理由として反訴を提起した場合は、反訴が対抗できない範囲で、その商標登録は無効となる。

(3) 関係事件において、第 18 条(2)、(3)及び(4)の規定により、商標の登録に対して異議申立をすることができる者は、本条の規定により、リガのビゼム地方裁判所に提訴することができる。そのような訴訟は、そのための十分な理由が存在している場合は、商標の違法使用に関する訴訟においても反訴として提訴することができる。

(4) (1)にいう規定が有効とされる場合は、商標登録は、その登録日から無効とされる。

(5) 商標登録の無効理由が商標の登録に係る商品及びサービスの一部についてのみ存在する場合は、その登録は、それらの商品及びサービスに関してのみ無効とされる。

(6) 商標の無効請求が裁判所において認められた者は、裁判所判決の謄本を特許庁に提出しなければならない。特許庁は、登録簿に商標の無効についての記入又は登録簿上の情報への修正をして各通知を特許庁公報に公告し、また、請求人及び商標所有者(前所有者)にこれを通知する。

第 32 条 商標登録の取消

(1) 商標が、その登録に係る商品及びサービスに関連して継続する 5 年間、実際に(第 23 条の意味で)使用されておらず、かつ、不使用についての正当な理由が存在していない場合は、当該商標登録は、裁判所の判決によって取り消すことができる。

(2) (1)にいう商標登録の取消訴訟は、不使用に関する前記 5 年の期間の満了から取消訴訟の提起までの間にその商標の実際の使用が開始又は再開されている場合は、支持を受ける(許可

を受ける)ことができない。商標が提訴前3月以下の期間で使用され、かつ、商標使用の開始又は再開のための準備が第23条に定める商標の実際の不使用期間の満了後に初めて開始されていたという事実は、商標使用の開始又は再開とはみなされない。

(3) 商標登録はまた、その登録後に、商標所有者による行為(又は無為)により、それが商標の登録に係る商品又はサービスの取引上の普通名称(確立された名称)になっている場合も、裁判所の判決によって取り消すことができる。

(4) 商標登録はまた、その登録後に、その登録に係る商品又はサービスに関連しての、商標所有者による又は当該所有者の承諾を得た、商標の使用の結果として、特にそれら商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して、公衆に誤認を生じさせる虞がある場合も、裁判所の判決によって取り消すことができる。

(5) 利害当事者は、商標登録の有効期間中はいつでも、本条の規定により商標の取消を求め訴訟をリガのビゼム地方裁判所に提起することができる。そのような権利主張は、十分な理由が存在することを条件とするが、商標の違法使用に関する訴訟においても反訴として提起することもできる。

(6) 商標登録の取消理由が、その商標の登録に係る商品及びサービスの一部のみについて存在する場合は、登録は、それらの商品及びサービスに関してのみ取り消すものとする。

(7) 裁判所は判決書において、商標登録が取り消されるべき日を示さなければならない。商標登録取消の根拠となる事情が生じた時期が決定されない場合は、登録は、裁判所に訴状が提出された日に取り消されるものとする。商標取消の主張が裁判所に認められた者は、裁判所判決書の謄本を特許庁に提出しなければならない。特許庁は登録簿に、判決書に記載されている日を開始日として、その商標の取消に関する関係記入をするか又は登録情報の関係修正をして関係通知を特許庁公報に公告し、また、請求人及び商標所有者(前所有者)にこれを通知する。

第33条 有効期間の満了による商標登録の抹消(登録簿からの削除)

(1) 商標の有効期間及び登録更新のための6月の追加期間が満了したが、登録が所定の手続に従って更新されていない(商標が再登録されない)場合は、特許庁は、その商標登録を抹消しなければならない。

(2) 更新されなかった登録は、最後の10年の商標有効期間の翌日をもって登録簿から削除されるものとする。特許庁は、相応の通知を公報に公告し、かつ、その通知書を商標所有者に送付する。

第 VII 章 団体標章

第 34 条 団体標章及び団体標章についての権利

(1) 団体標章は、商標の種類に関する本法の規定(第 3 条)を遵守しており、かつ、団体標章の所有者である団体の構成員(加入者)の商品又はサービスを他の事業の商品及びサービスから識別することができる標識によって構成することができる。そのような団体の構成員の各事業は、同時に自己固有の商標を所有することもできる。

(2) その存在が本国の法律に違反しておらず、かつ、所定の手続に従って登録されている団体は、製造事業又は商業事業を有していない場合であっても、団体標章の所有者であることができる。

(3) 商品又はサービスの原産地を示すために取引上使用することができる標識及び表示は、第 6 条(1)3)の関係制限を当該標章に適用することなく団体標章として登録することができる。ただし、そのような団体標章の登録はその所有者に対し、他人がそのような標識又は表示を、公正な製造業上及び商業上の活動慣行に従って使用する限り、商業活動において使用することを禁止する権利を与えるものではない。特に、地理的名称を使用する第三者の権利については、そのような団体標章を根拠として異議申立をすることができない。

第 35 条 団体標章の使用及びその使用規約

(1) 第 23 条の意味での商標使用に関する規定は、その標章がそれを使用する権利を有する者の少なくとも 1 により、第 23 条に定めた方法の何れかによって、及びその団体標章の使用規約に従って使用されている場合は、団体標章に関して遵守されているものとみなす。

(2) 団体標章は、他人に移転することができない。団体標章を使用する権利は、その団体標章の使用規約に別段の定めがある場合を除き、ライセンス許諾契約に基づいて他人に移転することができない。

(3) 団体標章の使用規約に別段の定めがある場合を除き、団体標章を使用する権利を有する者は、団体標章の侵害に関する訴訟において、商標のライセンシーに関して第 28 条(1)及び(2)に規定されているのと同じ権利及び義務を有するものとする。

(4) 団体標章の登録出願をするときは、第 10 条に定めた資料及び書類に加え、その団体組織の運営当局(団体標章の出願人)又は委任された代表者によって承認された、団体標章の使用規約を提出しなければならない。当該規約は、団体標章を使用する権利を有する者の一覧(当該人を間違いなく確認できる情報)、団体標章の使用条件及びその条件が遵守されない場合の制裁を含め、それらの条件遵守の監督に関する情報を含んでいなければならない。第 34 条(3)にいう団体標章を出願する場合は、使用規約は、自らの商品又はサービスが関係する地理的地域を原産地としている者に、団体標章の所有者である団体の構成員(加入者)となる機会を与える旨を規定していなければならない。

(5) 団体標章の登録に関する通知が公告された後は、その団体標章の使用規約は、何人も閲覧することができるものとする。

(6) 団体標章の所有者は、その後に団体標章の使用規約を修正したときは、それについて遅滞なく特許庁に通知し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。団体標章の使用規約の修正は、第三者に対しては、特許庁公報における修正通知の公告日から効力を有するものとする。

第 36 条 団体標章の無効に係る追加規定

(1) 第 18 条に規定した異議申立理由に加え，登録標章が第 34 条(1)の要件を遵守していない，若しくは標章所有者が団体標章の所有者に関する第 34 条(2)の要件を遵守していない場合，又は団体標章の使用規約が第 35 条(4)の要件を遵守しておらず，若しくはその規約の規定が公序又は社会的に受け入れられている道徳原理に反している場合は，何人も所定の手続により，その団体標章の登録に対して異議申立をすることができる。

(2) 第 31 条の規定に加え，請求が前項の理由の 1 に基づいている場合は，裁判所の判決によって団体標章の登録を登録日から無効とすることもできる。

(3) 第 32 条の規定に加え，次の場合においても，裁判所の判決によって団体標章の登録を取り消すことができる。

1) 団体標章の所有者がもはや存在していない場合

2) 団体標章の所有者が，団体標章の使用規約違反を防止するための合理的措置を取っていない場合

3) 団体標章の使用規約を修正した結果，それが第 35 条(4)の要件を遵守しなくなっているか，又はその規約の規定が公序若しくは社会的に受け入れられている道徳原理に反するものとなっている場合

(4) 団体標章の使用規約が所定の要件，公序又は道徳原理を遵守しないことに関して本条に定めた場合において，団体標章の所有者が審判部又は裁判所が定めた期間内に団体標章の使用規約を訂正し，その不備を消滅させたときは，審判部及び裁判所は，その団体標章を無効とすること，又は場合によっては，取消をすることができない。

第 VIII 章 商標の国際登録

第 37 条 商標の国際登録に関する本法の適用

(1) 本法の規定，特に第 II 章及び第 III 章，第 IV 章第 13 条，第 18 条，第 19 条，第 22 条，第 22.1 条，第 22.2 条及び第 22.3 条，第 V 章，第 VI 章及び第 VII 章の規定はまた，商標の国際登録に関する規則又はこの章の規定が別段の定めをしていない限り，商標の国際登録及び国際登録された商標にも準用する。

(2) (廃止)

(3) 商標の国際登録出願，その登録及び国際登録に関するその他の行為に関しては，手数料を，商標の国際登録に関する規則及びラトビアの法律その他の法及び規則に定めた金額により，かつ，そこに定めた手続により納付しなければならない。

第 38 条 国際登録出願(登録)に関連する特許庁の行為

(1) 国際登録に関する規則の意味での本国がラトビアである商標の国際登録出願及びその登録，並びに当該国際登録についての後にする領域拡張は，特許庁を通して行わなければならない。

(2) 国際登録における変更，国際登録の更新(新たな有効期間についての再登録)，又は商標所有者の発意による登録の抹消(放棄)も，商標の国際登録に関する規則の意味での商標所有者の本国がラトビアである場合は，特許庁を通して行うことができる。

第 39 条 国際登録のラトビアにおける有効性

(1) 商標の国際登録であって，所定の手続によりラトビアにおいて効力を生じたものは，本法に定めた手続によって登録簿に記入された(国内手続により特許庁に登録された)商標と同じ効力を有する。

(2) 商標の国際登録は，その商標が所定の手続によって，全面的に又は部分的にラトビアにおける保護を拒絶されている場合は，それに応じて効力を生じないものとみなす。

(3) 国際登録された商標のラトビアにおける優先権は，その商標がラトビアに関して国際登録された日によって，ただし，その商標が国際登録手続によって，先の出願日から優先権が認められている場合は，当該先の出願日によって，決定されるものとする。商標の国際登録がその国際登録日後にラトビアに対して拡張された場合は，優先権は，当該商標がラトビアに拡張された日によって決定されるものとする。国際登録が，ラトビアにおける効力を生じ，かつ，その所有者の請求により及び商標の国際登録に関する規則に従って，同一商標に関して特許庁において行われた先の登録に代替される場合は，優先権の決定においては，国内手続により行われた先の登録の出願日及び優先日を国際登録された商標のものとする。

(4) 特許庁は，国際登録された商標を審査し，第 6 条及び第 8 条の要件の遵守を確認するものとする。団体標章の登録の場合は，第 35 条(4)の規定を遵守して，団体標章の使用規約が登録に添付されているか否かも確認されるものとする。

(5) 商標の国際登録のラトビアにおける効力発生に対する第 18 条に定めた異議申立は，ラトビアに関する商標登録(ラトビアについての領域拡張)の通知が商標の国際登録の公報に公告された日から 4 月以内に行わなければならない。

(6) 審査の結果，国際商標が(4)の要件を遵守していないことが決定された場合，又はそのよ

うな登録に対して異議申立がされている場合は、特許庁は、商標の国際登録に関する規則に定めた期間内に及びその手続により、特定の国際登録の拒絶(最初の拒絶)を国際事務局に通知しなければならない。そのような拒絶の受領日から3月以内に、当該国際登録の所有者は、第17.1条(1)に定めたとおり、審判請求(異議申立への答弁)をすることができる。

(7) 特許庁における審判請求(異議申立への答弁)の進行は、第17.1条(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)の規定により行われる。審判部は、商標の国際登録に関する規則に別段の規定がない限り、国際登録された商標に関連して提出された審判請求及び異議申立を第18条及び第19条の規定により審査するものとし、また、団体標章の場合は、第36条(1)の規定も考慮する。

(8) 特許庁は、効力を生じた審判部の決定及び裁判所の判決であって、それに従い、ラトビアにおける商標の国際登録が全面的に又は部分的に無効とされ若しくは取り消されたもの、又はそれに従い、国際登録に関する最初の拒絶が抹消された(変更された)もののすべてを、所定の手続により国際事務局に通知しなければならない。

第 VIII-1 章 共同体商標

第 39.1 条 共同体商標の登録手続に関連する特許庁の行為

- (1) 理事会規則 No. 207/2009 が定める欧州連合加盟国の中央工業所有権庁の職務は、ラトビアにおいては特許庁が行う。共同体商標の登録は、特許庁を通じて出願することができる。
- (2) 特許庁は、理事会規則 No. 207/2009 第 86 条(2)に規定する欧州共同体商標意匠庁の決定をラトビアで強制執行するためにその決定の真正性を証明する。

第 39.2 条 共同体商標のラトビアにおける法的効力

- (1) ラトビアにおける商標についての排他権は、共同体商標登録によっても保証される。共同体商標の保護範囲は、理事会規則 No. 207/2009 により決定される。
- (2) ラトビアで登録された若しくは国際登録後にラトビアに拡張された各先の商標を基礎として、先順位(特別な種類の優先権)が理事会規則 No. 207/2009 第 34 条及び第 35 条に従って共同体商標に付与される場合は、ラトビアで登録された商標の出願日及び優先日若しくは国際登録された各商標の優先権(第 39 条(3))が当該共同体商標に適用されて、そのラトビアにおける優先権が決定される。ラトビアの各商標登録若しくはラトビアに拡張された国際商標登録が、商標所有者の発意により抹消(登録の放棄)され、若しくはその有効期間の満了に関連して抹消(登録簿からの削除)される場合は、共同体商標に付与された先順位は維持される。
- (3) 共同体商標の先順位の基礎である商標の登録は、この登録の有効期間の満了後でも、又は当該登録が商標所有者の発意により抹消される場合は商標登録無効若しくは取消の各理由が登録有効の間に存在していたことを条件として、無効若しくは取消とすることができる。

第 39.3 条 共同体商標の保護に係る追加規定

- (1) 第 7 条、第 8 条及び第 9 条に規定する先の権利を除き、商標の登録に対する異議申立(第 18 条)及び商標登録無効の主張(第 31 条)は、欧州共同体において名声を有し、後の登録商標(争われている)に係る商品及びサービスと類似しない商品又はサービスについて登録されている同一又は類似の先の共同体商標に基づいても成立しうるが、ただし、後の商標の理由のない使用が当該共同体商標の識別性若しくは名声を不当に利用しているか又はそれを害していること、又は後の商標のそのような使用を消費者はその商品及びサービスと当該共同体商標の所有者との間の関連性ある標識であると見ること、及び当該使用が共同体商標の所有者の利益に有害となる虞があることを条件とする。当該異議申立及び権利主張は、当該共同体商標の所有者(若しくはその権原承継人)又はその代理人が提出することができる。
- (2) 共同体商標の違法使用の場合は、理事会規則 No. 207/2009 に別段の規定がない限り、第 27 条及び第 28 条、民事訴訟法並びにその他の法及び規則の規定が適用される。
- (3) 共同体商標登録から生じる権利に基づいて、後の商標の登録であって、本法に定める商標の登録手続を遵守して行われたか又は国際登録に関する規則に従って行われてラトビアに拡張された登録が争われるか、又は当該後の商標の使用が争われる場合は、黙認の結果としての権利の制限に関する第 29 条の規定が遵守されなければならない。

第 39.4 条 共同体商標の使用に係る追加規定

(1) 先の共同体商標に基づいて、商標登録に対して異議申立が提出され(第 18 条)、かつ、異議申立された商標の所有者が先の商標の使用についての証拠を要求する権利を用いる(第 19 条(7))場合は、理事会規則 No. 207/2009 第 15 条の規定が遵守されなければならない。

(2) ラトビアにおいて善意で得られた先の権利の所有者は、理事会規則 No. 207/2009 第 165 条(5)及び第 110 条(1)の規定により、2004 年 5 月 1 日前に登録された又は登録を求めて提出された共同体商標の使用を禁止することができる。

(3) 共同体商標がラトビアにおいて通商会社の法的保護の過程か又は理事会規則 No. 207/2009 第 21 条の規定による債務超過の過程に係わる場合は、欧州共同体商標意匠庁が共同体商標登録簿又は共同体商標が未登録のときは出願資料に行うべき必要な記入を裁判所の決定に基づいて請求することができる。

第 39.5 条 共同体商標のラトビア商標出願への変更

(1) 共同体商標登録又はその出願のラトビアにおける商標出願への変更請求が理事会規則 No. 207/2009 第 113 条(3)の規定により欧州共同体商標意匠庁から特許庁に送付される場合は、特許庁は遅滞なく、出願人が 3 月以内に理事会規則 No. 207/2009 第 114 条(3)に定める行為を満たして第 10 条(9)に定める手数料を納付するよう要求しなければならない。

(2) 出願人が所定の期間内に所定の手数料(場合により追加手数料)を納付しない場合は、変更請求は提出されないものとみなして出願人にその旨が書面で通知される。

(3) 変更請求の審査開始にあたり、特許庁は、最初に理事会規則 No. 207/2009 第 112 条(2)に規定する変更に対する障害の有無を調査する。特許庁は、理事会規則 No. 207/2009 第 114 条(1)により、変更を行う上での前記障害に関する事情によって欧州共同体商標意匠庁からの必要な追加情報を要求することができる。理事会規則 No. 207/2009 第 112 条(2)の規定により変更が許されない場合は、変更請求は拒絶されて出願人にその旨が書面で通知される。

(4) 理事会規則 No. 207/2009 第 112 条(2)にいう変更の実施に対する障害がない場合は、変更請求は、ラトビアにおける商標登録出願とみなされる。出願の予備審査及び商標の審査に関して本法に規定する手続が当該出願の審査に適用され、同様に理事会規則 No. 207/2009 第 114 条(2)の要件を考慮して、商標の登録手続に関する他の規定も適用される。

(5) 変更請求の基礎である商標登録出願は、各共同体商標について(1 共同体商標出願について)決定された出願日及び優先日(優先日が付与された場合)、並びに先順位がラトビアに関して付与された場合はその先順位日を維持する。

第 IX 章 原産地表示

第 40 条 原産地表示に関する一般的規定

- (1) 原産地表示は、この章の規定により、登録することなしに保護される。
- (2) ラトビアを拘束する国際協定の規定によって、特定の種類の原産地表示又は特定の原産地表示の一覧に関する特別の保護措置を定めることができる。内閣は、農産物及び食品に関する原産地表示又はその一覧に関する保護及び登録の手続を決定するものとする。
- (3) 消費者及び取引業界により、商品又はサービスの特定の原産地に関連していると認められていない地理的名称及び標識、又は地理的性質を有する表示は、本法の意味での原産地表示とはみなされず、保護されないものとする。それには、原産地表示の定義には適合しているが、ラトビア領域内においては既に本来の意味を失い、商品又はサービスの種類を示す一般名称になっている呼称が含まれる。

第 41 条 原産地表示の法的保護の範囲

- (1) 虚偽の原産地表示、又はそのような他の地理的名称若しくは地理的性質を有する呼称若しくは類似の標識は、それらの使用が消費者に、商品又はサービスの原産地に関して誤認を生じさせる虞がある場合は、商業活動において使用することができない。
- (2) ある原産地表示が通常に付されている商品又はサービスが、消費者及び取引業界の認知において、特別の品質又は特徴を有している場合は、当該原産地表示の商業活動における使用は、前記原産地の商品又はサービスとの関連においてのみ、かつ、それらがそのような品質又は特徴を有している場合に限り、許容されるものとする。
- (3) ある原産地表示が消費者間で又は関係取引業界において周知であり、かつ、特別の名声を享受している場合は、そのような原産地表示又は類似標識の、異なる原産地の商品又はサービスについての商業活動における使用は、その商品又はサービスの原産地に関して消費者に誤認を生じさせる虞がない場合であっても、その使用が当該原産地表示の名声若しくは識別性を不当に利用するか又はそれを害する虞があるときは許容されないものとする。
- (4) 農産物及び食品に関連して、農産物及び食品の原産地表示及び呼称の保護に関する法及び規則に反する表示及び呼称の使用は、禁止されている。

第 42 条 商品及びサービスの原産地を決定するための基準

- (1) この章の規定の適用上、
 - 1) 商品の原産地は、それらの商品の製造場所によって、又はその基礎原材料若しくは主要構成要素の原産地によって決定される。
 - 2) サービスの原産地は、企業登録簿に登録されているサービス提供主体の所在地、又はその商業活動若しくは事業経営を実際に支配している自然人の国籍若しくは永住地によって決定される。
- (2) 評価基準は、個別事例において、各商品又はサービスの名声への基準の影響を基にして個別に定められるものとする。そのような名声及び消費者の認知を考慮した上で、場所的及び地域的性質の原産地表示は、それが商品又はサービスの原産地に関して、より広い地域又は国全体に関して真正と評価される場合は、真正なものともみなすことができる。

第 43 条 原産地表示の法的保護の実施

(1) 商業活動における標識の使用であって、第 41 条の規定に反するものは、不正競争の表現とみなされて、不正競争に関する法及び規則及びその他の法及び規則に規定されている制裁の対象とされる。

(2) 利害関係人は、原産地表示の違法使用を禁止するための訴訟をリガのビゼム地方裁判所に提起することができ、その利害関係人には、専門家団体、及び製造業者、取引業者若しくはサービス提供者の団体であって、その定款がそれらの加入者(構成員)の経済的利益の保護について規定しているもの、並びに組織又は当局であって、その定款に基づく目的が消費者の権利保護であるものを含む。

(3) 裁判所は、原産地表示の違法使用の停止に関する事項において、商標の違法使用の場合に規定するのと同様の法的防御策を付することができる。

経過規定

1. 本法の施行をもって、商標法(1993, Nr. 12/13)は廃止する。
2. 本法の施行前に登録出願が特許庁にされていた又は国際登録がラトビアに拡張されていた商標に関して、その商標登録出願日又はその国際商標登録のラトビアへの拡張日に有効であった商標登録手続及び商標登録要件を適用する。
3. 第6条(2)及び第9条(4)にいう商標登録の無効理由は、商標登録出願日又は国際商標登録のラトビアへの拡張日がいつであるかに拘らず、すべての商標に適用するものとする。
4. 内閣は2002年5月1日までに、農産物及び食品の地理的表示又はその一覧に関連する保護及び登録についての手続を定めるものとする。
5. 内閣は2004年12月15日までに、商標登録の模範出願様式及び商標登録の手続に必要なその他の模範様式を是認する。
6. 共同体商標が2004年5月1日前に登録又は登録出願された場合は、そのラトビアにおける優先権は、2004年5月1日と決定される。
7. 共同体商標が2004年5月1日前に登録された場合は、第29条(1)にいう5年の期間は、2004年5月1日から起算される。
8. 第39.4条(1)に規定する異議申立が2004年5月1日前に登録された先の共同体商標をもって正当化される場合は、理事会規則No. 207/2009第15条(1)にいう5年の期間は、2004年5月1日から起算される。
9. 変更請求が第39.5条(4)による商標登録出願を基礎とするが、各共同体商標が2004年5月1日前に登録又は登録出願された場合は、ラトビアにおける当該出願の日は、2004年5月1日とみなされ、また、当該共同体商標に付与された優先権は、考慮されないものとする。
10. 内閣は2011年1月31日までに、第22.1条にいう継続処理及び第22.2条にいう権利回復についての国の手数料額に関する規則を交布する。
11. 第25.1条(2)の改正であって、国内手続により特許庁に登録された商標が、商業担保法により担保権設定されること、商業担保権者からの提出に基づき担保権を登録すること及び登録した情報が、商標所有者に書面で通知され、特許庁公報に公告されることについては、2015年1月1日に施行する。

欧州連合指令に関する参考情報

本法は、次の指令に起因する法律規範を包含する。

1) 商標に関する加盟国の法律を近接させるための 2008 年 10 月 22 日の欧州議会及び理事会の指令 2008/95/EC(法典編集版)(EEA 関連性を有する版)、及び

2) 知的所有権の執行に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会の指令 2004/48/EC

本法は、1999 年 6 月 16 日に議会により採択された。